

様式第2号（第3条関係）

審 議 会 会 議 録

会議名称	平成23年度 第4回国民健康保険運営協議会		
議 題	【諮問第1号】 伊達市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改正について（継続審議）		
開催日時	平成23年11月10日（木） 18:30～19:00		
場 所	市役所4階第一会議室		
出席者	伊達市国民健康保険運営協議会委員8名（欠席委員 1名）		
	所管部課名	市民部保険医療課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	なし
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p>1. 開 会 国民健康保険運営協議会規則（以下「規則」）第4条第2項の規定により、会議成立の旨、事務局から報告。</p> <p>2. 会長挨拶 先日、国保連合会主催の運営協議会会長研修会において、諸外国における医療制度について聴講してきた。日本はまだよいほうなのかもしれない、という思いも抱いたが、本市の国保事業は非常に厳しい状況に置かれていることには変わりはない。 本日は答申案についての継続審議であるが、委員各位からのご意見をいただきながら、取りまとめていきたい。</p> <p>3. 議 事 議事に先立ち、規則第4条第5項の規定により、会議録署名人に守谷委員を指名。</p> <p>(1) 市民意見公募の実施及び結果について報告。 ○ 今回の税率改正に係る市民意見の公募を、10月4日から11月3日までの期間実施したところ、13件の意見提出をいただきました。市民参加条例において、意見提出者は住所、氏名等を明らかにすることが義務付けられていることから、提出意見のうち、4件については、無効意見として取り扱わせていただくこととなります。 なお、提出意見とそれに対する市の回答については、配布資料をご覧ください。 (保険医療課長)</p>			

(2) 諮問第1号 伊達市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改正について（継続審議）

- 継続審議となっている、本協議会からの答申案については別紙資料のとおりであるが、事務局より答申案について説明をお願いします。（会長）
- 答申案は、基本的には市長からの諮問どおりとする内容となっています。
ただし、付帯意見として、①一般財源から国保特会への財源補填を要望すること ②税収入の確保のため、収納率向上等に努めること ③財政状況をはじめ、各種制度等の周知についての情報提供に努めること の3つの意見を付す内容となっております。
（保険医療課長）
- 一点目と二点目については、被保険者に痛みを伴う改正案であることから、このような措置等は当然必要であるという考えによるもの。
三点目については、自分でも色々と調べてみると、他の保険へ加入できる可能性がある国保被保険者が、そのことを知らないまま国保被保険者に留まっている可能性もあると考えたことから、保険者として、市民に対して制度等についての情報提供が一層必要かと考えたものである。
特に、社会保険への加入については、被保険者にとっては保険料（税）の部分でメリットがあっても、給付の部分でデメリットを受ける可能性もあることから、被保険者や市民の相談にのるというスタンスで取り組んでもらいたい。（会長）
- 提出された市民意見には、逆進性について指摘する意見があるが。（委員）
- 回答にも記載のとおり、意見募集にあたっての試算においては、7・5・2割の低所得者軽減措置適用後のものであり、改正資料として添付した税額表は、軽減措置適用前の標準額となっております。従って、低所得階層に対して、この金額の全部を負担していただくというものではありません。
なお、現在の被保険者6,400世帯のうち、3,000世帯以上が7割軽減が適用されており、5割軽減世帯と2割軽減世帯を含めると、およそ60パーセントの世帯が何らかの軽減が適用されているのが実態です。（保険医療課長）
- ほかに意見がないようなので、この答申案をもって答申することとしたい。（会長）

【 異議なしの声あり 】
- 今後の日程についてですが、明朝9時、会長より市長に対して答申をしていただきます。その後、第4回市議会定例会において、条例改正案を提出する予定であります。
市民意見の公募結果につきましては、意見を提出していただいた方に対しては近日中に回答を郵送するとともに、市HPでの公表、窓口や公共施設での配布等を予定しております。
（保険医療課長）

4. 閉 会